介護保険法第７９条第２項各号の規定等に該当しない旨の誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　　月　　　日

中新川広域行政事務組合　管理者　殿

**申請者**住所

|  |
| --- |
|  |

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |
| --- |
|  |

　　申請者が、介護保険法第79条第２項各号に該当しない者であること、申請者である法人の役員及び当該申請に係る事業所を管理する者が中新川広域行政事務組合介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第33条第１項に定める暴力団員等でないこと、又は当該申請に係る事業所が同条第２項に該当しないものであることを誓約します。

記

|  |
| --- |
| （介護保険法第79条第2項）  一 　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。  二 　当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。  三 　申請者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。  三の二　申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  四 　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  四の二 　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  四の三 　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。同号において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。  五　申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  五の二 　申請者と密接な関係を有する者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  六 　申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。  六の二 　申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。  六の三　第六号に規定する期間内に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。  七 　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。  八　申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。  九　申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。  （中新川広域行政事務組合介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例）  第４条　法第79条第２項第１号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。  　(1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第４号）第６条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次号及び第33条において「暴力団員等」と総称する。）がある法人  　(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人  第33条　指定居宅介護支援事業者の役員及び指定居宅介護支援事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。  ２　指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。  （公安委員会規則（富山県公安委員会規則第２号））  第３条　条例第６条に規定する富山県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。  (1)　暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者  (2)　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者  (3)　暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的　に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者  (4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  (5)　相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者 |

備考　割印してください。